

## 本学の育児・介護支援に係る制度〈常勤職員〉 その1

平成22年6月30日現在

男女	事由	内容	期間	留意事項等
女	妊産婦の健診 (職務従事免除)	妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が、男女雇用機会均等法第12条に基づき、保健指導又は健康診査を受けるために勤務しない場合	必要に応じて1日、1時間または1分単位	
女	妊婦の通勤緩和、休憩、補食 (職務従事免除)	妊娠中の女子職員について、男女雇用機会均等法第13条に基づき、通勤緩和、休憩又は補食により勤務しない場合	必要に応じて1日、1時間または1分単位	
女	時間外労働等の制限 (妊産婦)	妊娠中及び産後1年を経過しない職員の深夜勤務、時間外・休日労働の免除	申し出た期間	
男女	<u>所定外労働の免除</u>	<u>3歳に達するまでの子を養育する職員の所定外労働の免除</u>	<u>申し出た期間</u>	
男女	時間外労働等の制限 (育児・介護を行う職員)	小学校就学前の子を養育する職員又は親族の介護をする職員の深夜勤務、時間外・休日労働の制限	申し出た期間 時間外・休日労働・・・月24時間、 年150時間まで 深夜労働・・・免除	
女	産前 (有給)	8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定の女性職員が申し出た場合	出産日までの申し出た期間	
女	産後 (有給)	女性職員が出産(妊娠満12週以後の分娩をいう)した場合	出産日の翌日から8週間	
男女	育児休業 (無給)	3歳に達するまでの子を養育するための休業	申し出た期間	一定の要件を満たした雇用保険被保険者が育児休業を取得した場合、育児休業中に「育児休業給付金」が支給される。
男	配偶者の出産 (有給)	妻(事実婚を含む。)が出産する場合で、出産時や入院の付き添い等を行う場合	2日以内 (1日又は1時間単位)	「出産」は、妊娠12週以後の分娩をいう。妻が出産するために病院に入院する等の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間内で認める。

※表中斜字は平成22年6月30日に改正されたものです。

※男女欄は「男女」男性女性どちらでも利用可、「男」は男性のみ利用可「女」は女性のみ利用可です。

## 本学の育児・介護支援に係る制度＜常勤職員＞ その2

平成22年6月30日現在

男女	事由	内容	期間	留意事項等
男	男性職員の育児参加 (有給)	妻(事実婚を含む。)が出産する場合で、出産予定日の8週間前から出産後8週間を経過する日までの期間に、当該出産に係る子や小学校就学前の子を養育する場合。	5日以内 (1日又は1時間単位)	多胎妊娠の場合は14週間前から
男女	保育時間 (有給)	生後1年に達しない子の授乳、託児所への送迎等を行う場合	1日2回各30分以内(男子職員は、各30分から配偶者が取得している時間を差し引いた時間)	「子」は実子又は養子 やむを得ない事情の場合は、1日の2回分を連続させ1時間にすることができる。
男女	部分休業 (無給)	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための勤務時間の短縮	申し出た期間 1日2時間以内、30分単位	
男女	育児短時間勤務	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための短時間勤務	1月以上1年以下(更新可) 1日4時間または5時間勤務	
男女	子の看護 (有給)	小学校就学前の子を養育する職員が、負傷又は病気のその子を看護する場合	職員一人につき1年で5日(子が2人以上の場合は10日)以内 (1日又は1時間単位)	「子」の範囲は、職員が養育する実子、養子及び配偶者の子
男女	介護休業 (無給)	親族の介護をするための休業	対象家族1人につき、要介護状態に至るごとに1回、通算186日まで	一定の要件を満たした雇用保険被保険者が介護休業を取得した場合、「介護休業給付金」が支給される。
男女	介護部分休業 (無給)	親族の介護をするための勤務時間の短縮	・対象家族1人につき、要介護状態に至るごとに1回、通算186日まで ・始業時刻から又は終業時刻までの連続した4時間の範囲内、1時間単位	介護休業と介護部分休業の期間は通算する。
男女	介護 (有給)	親族の介護をするための休暇	職員一人につき1年で5日(対象家族が2人以上の場合は10日)以内 (1日又は1時間単位)	

※表中斜字は平成22年6月30日に改正されたものです。

※男女欄は「男女」男性女性どちらでも利用可、「男」は男性のみ利用可「女」は女性のみ利用可です。

## 本学の育児・介護支援に関する制度＜非常勤職員＞ その1

平成22年6月30日現在

男 女	事 由	内 容	期 間	留意事項等
女	妊産婦の通勤緩和・健診 (無給)	妊産婦である職員が男女雇用機会均等法第12条の規定に基づき、保健指導又は健康診査を受けることを申し出た場合及び同法第13条の規定に基づき、通勤緩和により勤務しないことを請求した場合	必要に応じて1日、1時間または1分単位	
女	妊婦の休憩、補食	妊産婦である職員が男女雇用機会均等法第13条の規定に基づき、休憩又は補食により勤務しないことを請求した場合	必要に応じて1日、1時間または1分単位	
女	時間外労働等の制限(妊産婦)	妊娠中及び産後1年を経過しない職員の深夜勤務、時間外・休日労働の免除	申し出た期間	
男 女	<u>所定外労働の免除</u>	<u>3歳に達するまでの子を養育する職員の所定外労働の免除</u>	<u>申し出た期間</u>	
男 女	<u>時間外労働等の制限(育児・介護を行う職員)</u>	<u>小学校就学前の子を養育する職員又は親族の介護をする職員の深夜勤務、時間外・休日労働の制限</u>	<u>申し出た期間</u> <u>時間外・休日労働・・・月24時間、</u> <u>年150時間まで</u> <u>深夜労働・・・免除</u>	
女	産前 (無給)	8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定の女子の非常勤職員が申し出た場合	出産日までの申し出た期間	社会保険に加入している場合、出産手当金が支給される(ただし、産前6週間分のみ)。
女	産後 (無給)	女子の非常勤職員が出産(妊娠満12週以後の分娩をいう)した場合	出産日の翌日から8週間	社会保険に加入している場合、出産手当金が支給される。
男 女	育児休業 (無給)	1歳6ヶ月に達するまでの子を養育するための休業	申し出た期間	一定の要件を満たした雇用保険被保険者が育児休業を取得した場合、育児休業中に「育児休業給付金」が支給される。
男 女	保育時間 (無給)	生後1年に達しない子の授乳、託児所への送迎等を行う場合	1日2回各30分以内(男子職員は、各30分から配偶者が取得している時間を差し引いた時間)	「子」は実子又は養子 やむを得ない事情の場合は、1日の2回分を連続させ1時間にすることができる

※表中斜字は平成22年6月30日に改正されたものです。

※男女欄は「男女」男性女性どちらでも利用可、「男」は男性のみ利用可「女」は女性のみ利用可です。

## 本学の育児・介護支援に関する制度＜非常勤職員＞ その2

平成22年6月30日現在

男女	事由	内容	期間	留意事項等
男女	部分休業 (無給)	3歳に達するまでの子を養育するための勤務時間の短縮	申し出た期間 1日2時間以内, 30分単位	
男女	子の看護 (無給)	小学校就学前の子を養育する職員が, 負傷又は病気のその子を看護する場合	職員一人につき1の年度で5日以内(1日又は1時間単位)	
男女	介護休業 (無給)	親族の介護をするための休業	対象家族1人につき, 要介護状態に至るごとに1回, 通算93日まで	一定の要件を満たした雇用保険被保険者が介護休業を取得した場合, 「介護休業給付金」が支給される。
男女	介護部分休業 (無給)	親族の介護をするための勤務時間の短縮	・対象家族1人につき, 要介護状態に至るごとに1回, 通算93日まで ・始業時刻から又は終業時刻までの連続した4時間の範囲内, 1時間単位	介護休業と介護部分休業の期間は通算する。
男女	介護 (無給)	<u>親族の介護をするための休暇</u>	<u>職員一人につき1年で5日(対象家族が2人以上の場合は10日)以内(1日又は1時間単位)</u>	

※表中斜字は平成22年6月30日に改正されたものです。

※男女欄は「男女」男性女性どちらでも利用可、「男」は男性のみ利用可「女」は女性のみ利用可です。